

## 制度の特徴

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務や通勤により被災し、公務災害又は通勤災害として認定されたときには、地方公務員災害補償基金から補償を受けることができる制度です。

この制度は、公務上の災害について、使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償債務が発生する点で、民法上の損害賠償が原則として過失責任主義をとっていることと大きく異なっています。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なっています。

さらに、補償の方法として一部に年金制が採り入れられており、加えて補償を超えて福祉事業を行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっていることも、賠償責任保険的な性格の枠を上回った内容の制度となっています。

## 対象となる職員

地方公務員の公務災害又は通勤災害に対する補償は、(※)職員については、地方公務員災害補償法の規定により地方公務員災害補償基金がその実施に当たり、非常勤の職員については、地方公務員災害補償法に基づく各団体の条例、労働者災害補償保険法等の法令により、地方公共団体等が実施する仕組みとなっています。

(参考)「職員」とは次に掲げる者をいいます。

### 1 常勤職員

- (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員
- (2) 一般地方独立行政法人の役員（地方独立行政法人法第 12 条に規定する役員をいう。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもの（以下「一般地方独立行政法人の役職員」という。）のうち常時勤務することを要する者

### 2 常時勤務に服することを要しない職員のうち次の（1）、（2）又は（3）に該当する者

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間の勤務の職を占める者）、暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条）、任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 5 条）、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項）
- (2) 常勤的非常勤職員
  - ① 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日（※）以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの
  - ② 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が

18日（※）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※一月間の日数（地方自治法第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日（地方独立行政法人にあっては、地方独立法人が定める当該地方独立行政法人の休日）の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。

- (3) (1) 及び (2) 以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員及び一般地方独立行政法人の役職員のうち、船員法第1条に規定する船員であって労働基準法別表第一に掲げる事業に従事するもの